

令和3年9月10日

保護者の皆様

こども教育保育課長
(公印省略)

緊急事態宣言措置の延長に伴う就学前教育保育施設の対応について【第65報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言の延長に伴い、別紙のとおり「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」の変更がありますので、お知らせいたします。

なお、【第63報】に基づき実施しておりました「特別保育」については、国県の感染症対策や感染状況等を勘案し、予定のとおり9月12日(日)を以って、終了いたします。

今回、特別保育は終了しますが、就学前教育保育施設の感染状況等について引き続き留意する状況にあることから、感染症対策の徹底等、下記のとおりご対応くださるようお願い申し上げます。

※本決定事項は9月10日時点のものであり、今後の状況により変更もあり得ることを申し添えます。

記

1 感染症対策の徹底について

別紙「緊急事態宣言に伴う就学前保育施設の対応について」(令和3年8月6日変更)のとおりご確認ください。

同感染症の傾向として、こどもの症例として、微熱で一日、もしくは数時間で解熱したケースや下痢症状が続いていたケースの報告を数多く受けております。そのため、発熱がある場合は、解熱後24時間は自宅にて様子を見ていただくとともに、登園の可否については、医師に判断を仰いでください。下痢等の体調不良が継続する場合も、同様に登園について医師にご相談ください。

また、施設内感染の主な推定感染経路は、家庭内感染となっておりますので、同居家族で体調が優れない方がいる場合は、可能な限り登園や出勤を控えていただくとともに、別紙の「家族に感染が疑われる場合における家庭内感染防止チラシ(家庭用、子ども用)」のとおりご対応ください。

2 実施期間

令和3年9月13日(月)～9月30日(木)

緊急事態宣言に伴う

就学前教育保育施設の対応について

1【登園の自粛】

○感染拡大防止の観点から、登園の自粛を要請いたします。保護者の皆様においては、可能な限り（平日に仕事が休みの場合等）登園の自粛をお願いします。この場合、保育料等の減免措置等の対象といたします。

2【健康管理等の徹底】

○検温シートの記入、手洗い、うがい等の感染予防の徹底をお願いします。

○園児については、発熱があった場合、解熱後24時間は自宅で様子を見てください。なお、発熱の有無にかかわらず、体調不良の場合、及び保健所や医療機関よりPCR検査の必要があると判断された場合は、登園を行わないでください。

○同居家族に体調不良の方がいた場合、可能な限り、登園をお控え下さい。

○同居家族に濃厚接触者、もしくは、PCR検査対象者がいる場合、結果が出るまでは可能な限り登園を控えていただき、体調管理をしてください。

○家族に感染者が発生した、または、PCR検査を受けた、保健所から濃厚接触者として指定された場合は、直ちに園までご連絡をお願いします。

3【外出の自粛】

○別添の県対処方針のとおり、健康維持や生活に必要なものを除き、ご家庭においても外出自粛の徹底にご協力ください。

○県外への往来については、【第53報】のとおり、健康観察及び帰沖後2週間の登園自粛を可能な限りお願いいたします。なお、この場合、保育料等は減免措置対象といたします。

4【園行事について】

○人を園に集める行事及び園児のみを対象とした行事（避難訓練等、園児の健康や安全に関するものは除く。）についても、原則「延期」となっておりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。